

令和6年度特定給食施設等集団指導

1 説明

管内の特定給食施設等における 課題と役割について

管内の特定給食施設等における 課題と役割について

- 給食施設の栄養管理の位置づけ
- 給食施設栄養管理自己点検票
- 給食施設の重点項目
- 給食施設等に期待する役割

管内の特定給食施設等における 課題と役割について

- **給食施設の栄養管理の位置づけ**
- **給食施設栄養管理自己点検票**
- **給食施設の重点項目**
- **給食施設等に期待する役割**

給食施設の栄養管理の位置づけ

- 健康増進法第21条3項
特定給食施設の設置者は、（中略）厚生労働省令で定める基準（健康増進法施行規則第9条）に従って、適切な栄養管理を行わなければならない。
- 宮城県では条例に基づき届出を課している施設に対しても、特定給食施設に準じた栄養管理をお願いしています

参考

健康増進法：特定給食施設	1回100食、1日250食以上
宮城県条例：その他の給食施設	1回50食、1日100食以上

栄養管理の基準（健康増進法施行規則第9条）

- 一 当該特定給食施設を利用して食事の供給を受ける者（以下「利用者」という。）の身体の状態、栄養状態、生活習慣等（以下「身体の状態等」という。）を定期的に把握し、これらに基づき、適当な熱量及び栄養素の量を満たす食事の提供及びその品質管理を行うとともに、これらの評価を行うよう努めること。
- 二 食事の献立は、身体の状態等のほか、利用者の日常の食事の摂取量、嗜好等に配慮して作成するよう努めること。
- 三 献立表の掲示並びに熱量及びたんぱく質、脂質、食塩等の主な栄養成分の表示等により、利用者に対して、栄養に関する情報の提供を行うこと。
- 四 献立表その他必要な帳簿等を適正に作成し、当該施設に備え付けること。
- 五 衛生の管理については、食品衛生法（昭和二十二年法律第二百二十三号）その他関係法令の定めるところによること。

「特定給食施設における栄養管理に関する指導・支援等について」

(令和2年3月31日 厚生労働省健康局健康課長通知)

別添1 特定給食施設における栄養管理に関する指導・支援等について

第1 特定給食施設等に関する基本的事項について

第2 法第18条第1項第2号に基づく指導・助言等に係る留意事項について

- 1 現状分析に基づく効率的・効果的な指導・支援等の実施について
- 2 特定給食施設等における栄養管理の評価と指導計画の改善について
- 3 危機管理対策について

第3 管理栄養士を置かなければならない特定給食施設について

(略)

別添2 特定給食施設が行う栄養管理に係る留意事項について

第1 趣旨

第2 特定給食施設が行う栄養管理について

- 1 身体の状態、栄養状態等の把握、食事の提供、品質管理及び評価について
- 2 提供する食事(給食)の献立について
- 3 栄養に関する情報の提供について
- 4 書類の整備について
- 5 衛生管理について

第3 災害時の備え

管内の特定給食施設等における 課題と役割について

- 給食施設の栄養管理の位置づけ
- **給食施設栄養管理自己点検票**
- 給食施設の重点項目
- 給食施設等に期待する役割

給食施設栄養管理自己点検票

目的

- 「給食施設栄養管理自己点検票」は、給食施設で「適切な栄養管理」を実践いただくために作成したものです。
- 各施設で自己点検を行い、施設の設置者、管理者、管理栄養士、栄養士、調理師、調理員等、関係者間で施設が目指すべき栄養管理を理解・共有したうえで、利用者に応じた食事の計画、調理及び栄養評価、改善をお願いします。

給食施設栄養管理自己点検票

記入・提出

- 健康増進法における給食施設の栄養管理に関する事項は、当該施設の設置者に義務付けられています。
- 給食業務を委託している施設についても、施設の責任者が確認のうえ、自己点検票を提出してください。

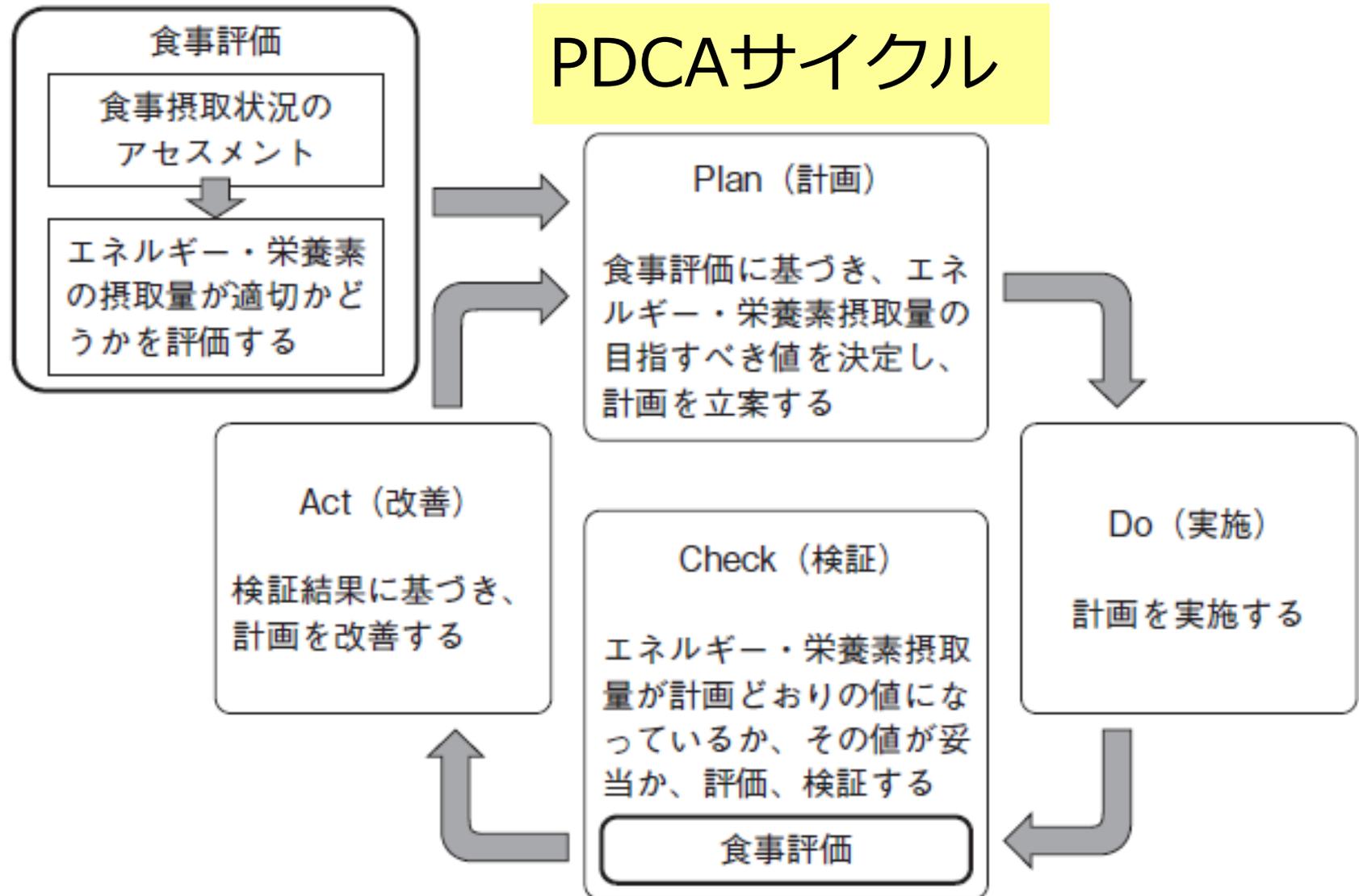
給食施設栄養管理自己点検票

構成

- 自己点検票は、「適切な栄養管理Ⅰ」と「適切な栄養管理Ⅱ」で構成しています。
- 「Ⅰ」は、給食施設で最低限取り組んでいただきたい内容について、「Ⅱ」は、「Ⅰ」を実践後、施設で実践できるように努めていただきたい内容をまとめています。
- 自己点検票解説書の記載根拠は以下のとおりです。

* 2、下線	健康増進法施行規則第9条 栄養管理の基準
* 3、下線	令和2年3月31日厚生労働省通知「特定給食施設における栄養管理に関する指導・支援等について」
下線なし	当所で開催していただきたいと考えている内容

給食施設栄養管理自己点検票



管内の特定給食施設等における 課題と役割について

- 給食施設の栄養管理の位置づけ
- 給食施設栄養管理自己点検票
- **給食施設の重点項目**
- 給食施設等に期待する役割

給食施設の重点項目

設定の背景

- 健康増進法：適切な栄養管理
- 「健康日本21（第三次）」、「第3次みやぎ21健康プラン」の目標
- 宮城県の健康課題 ※順位はいずれも都道府県順位、悪いほど順位が高い
 - ✓ 食塩摂取量が多い（男性1位、女性13位）*1
 - ✓ 子どもも大人も肥満が多い
（子ども（小学五年）：男女3位、大人：男性5位、女性8位）*2、*3
 - ✓ メタボの該当者・予備群が多い（3位、15年連続3位以内）*4
 - ✓ 脳血管疾患による死亡率が高い（男性9位、女性7位）*5

*1:H28年国民健康・栄養調査、*2:R4年度学校保健統計調査、*3:第8回NDBオープンデータ（R2年度特定健診情報）、*4:R4年度特定健診・保健指導に関するデータ、*5:R2年都道府県別年齢調整死亡率

給食施設の重点項目

- 健康増進法：適切な栄養管理
- 「健康日本21（第三次）」、「第3次みやぎ21健康プラン」の目標
- 宮城県の健康課題
食塩摂取量が多い、子どもも大人も肥満が多い、メタボの該当者・予備群が多い、脳血管疾患による死亡率が高い

重点項目（県内全保健所共通）

- 適正体重者の割合の増加
- 食塩摂取量の適正化
- 給食施設における非常時への備えの促進（新）

給食施設の重点項目に関する調査

令和5年度重点項目（県内全保健所共通）

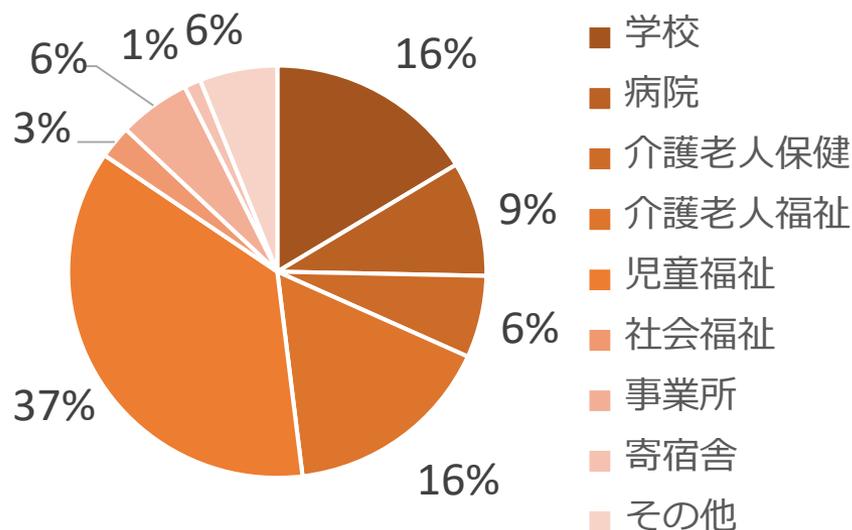
- 適正体重者の割合の増加
- 食塩摂取量の適正化

令和5年度結果

- 回答数 管内給食施設233施設（回答率100%）

特定給食施設144、

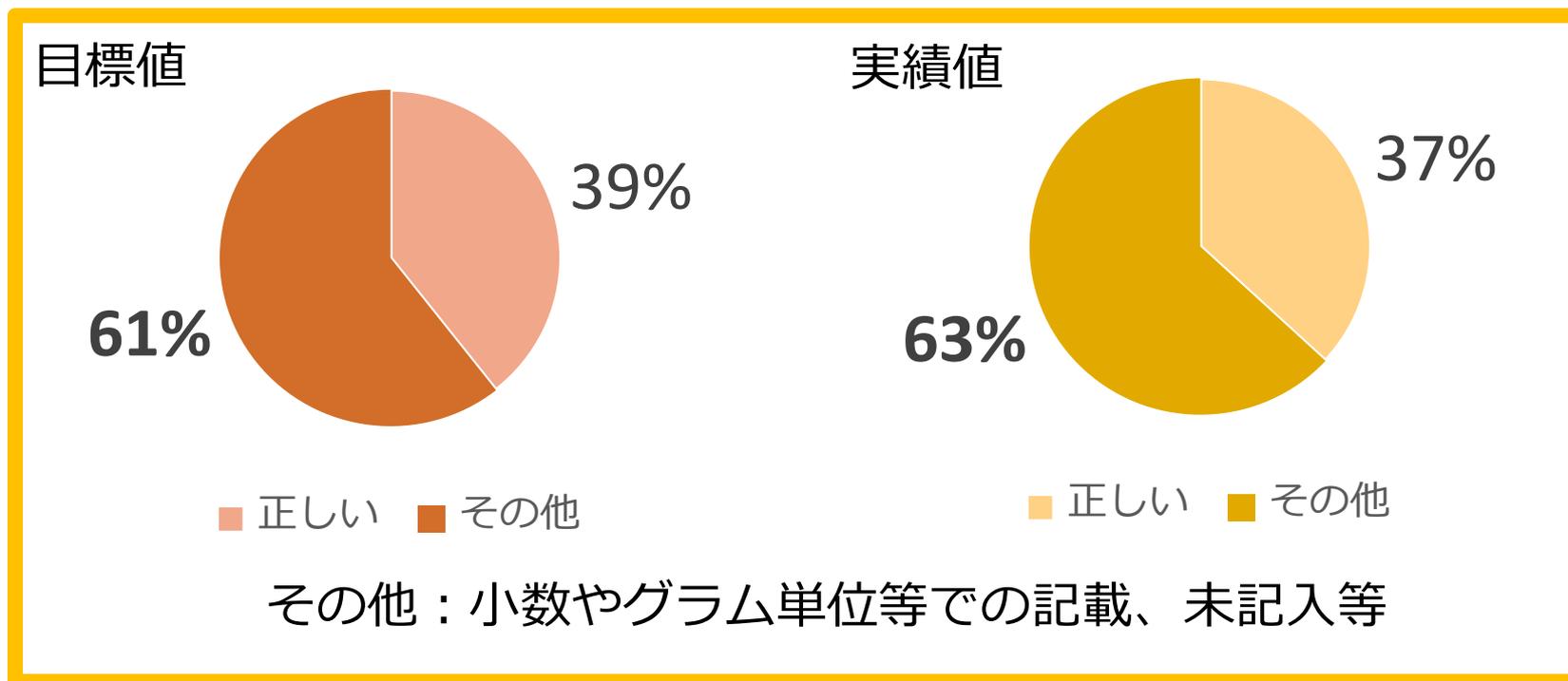
その他の給食施設89施設



給食施設の重点項目に関する調査

PFC比の設定に誤り

- PFC比について正しく記載のあった施設が少なかった。



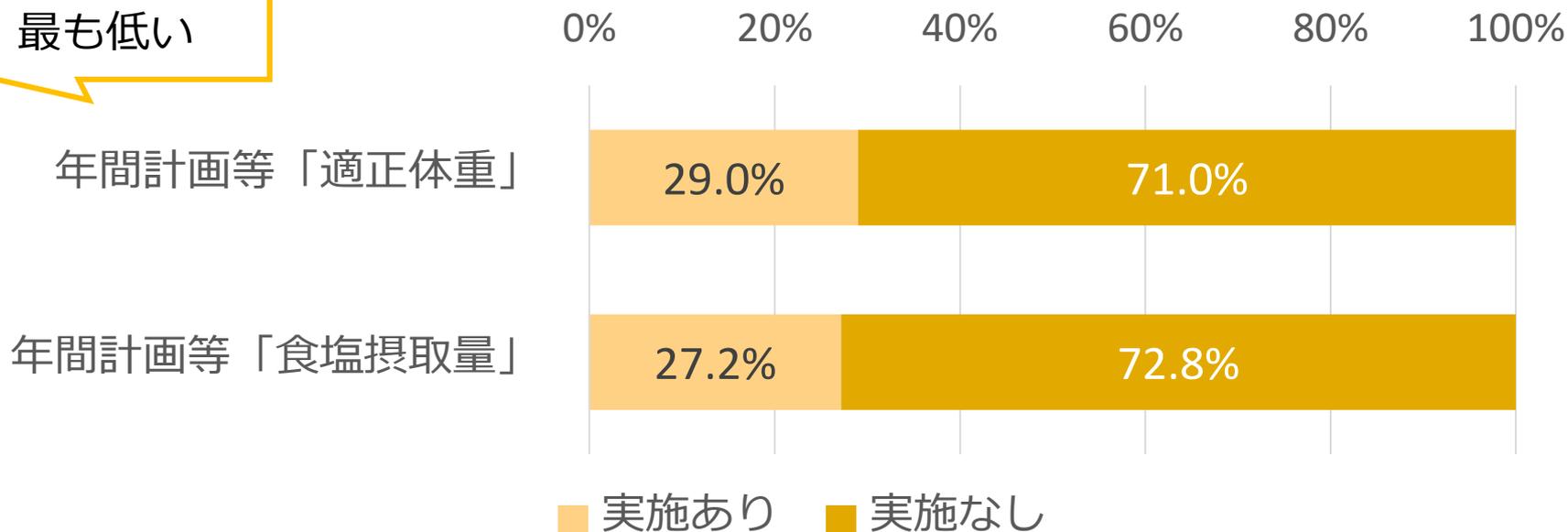
P:50歳以下13~20%、50~64歳14~20%、65歳以上15~20%、F:20~30%、
C:50~65%を目安に確認。

給食施設の重点項目に関する調査

計画的な実施が不十分

- 年間計画等に「適正体重者の割合の増加」「食塩摂取量の適正化」に関する方針や取組を含み、計画的に実施している施設が少なかった。

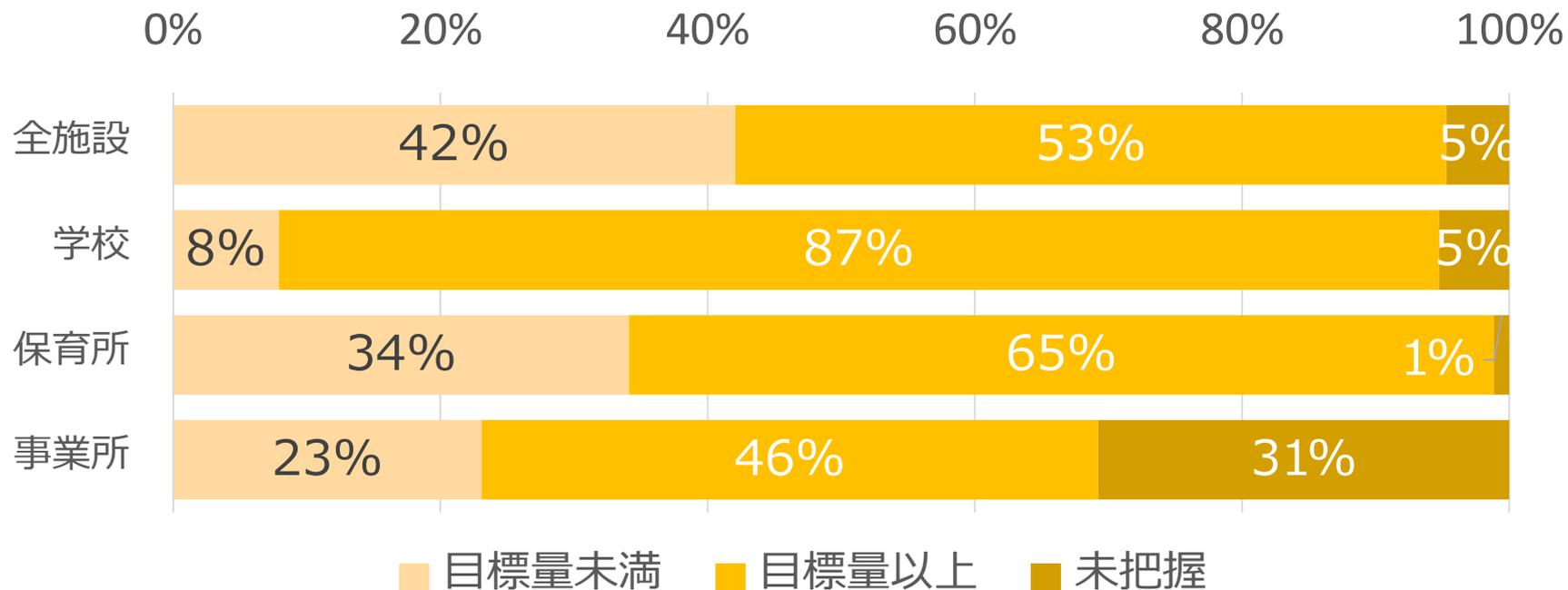
県内圏域別で
最も低い



給食施設の重点項目に関する調査

食塩の実給与量が目標量以上が多い

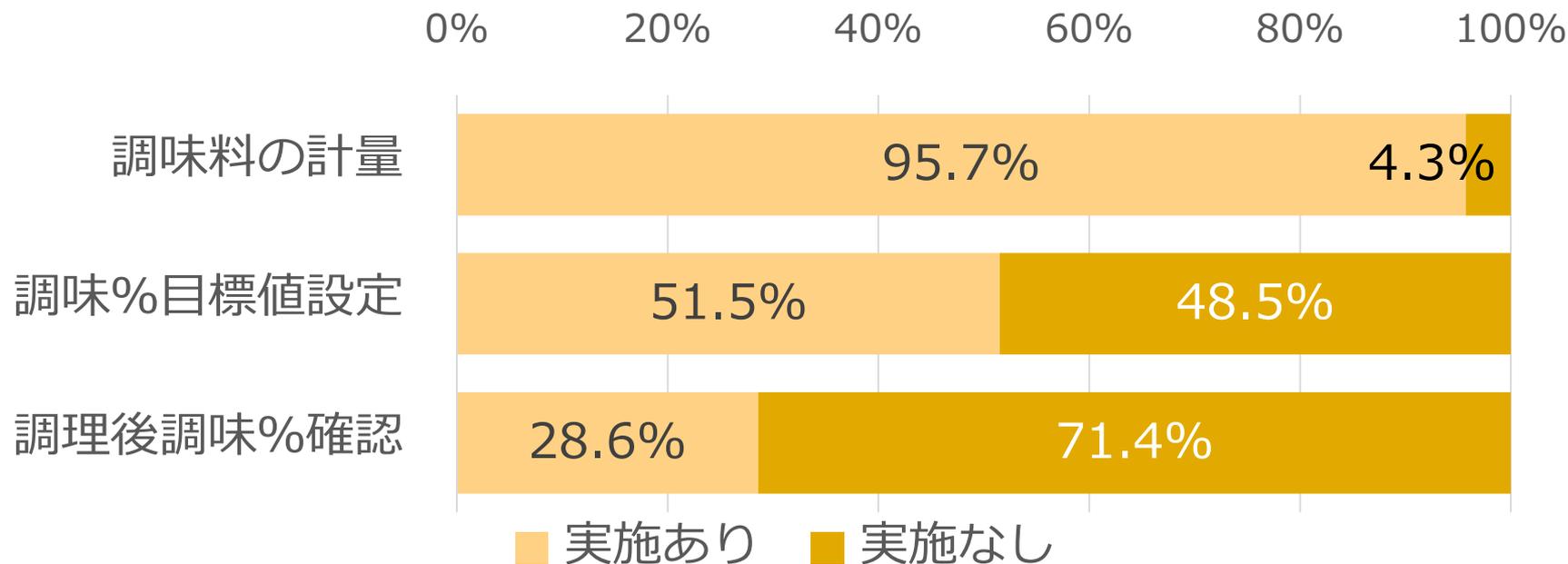
- 食塩摂取量について、施設で設定した目標量を実給与量が上回っている施設が多く、特に学校、保育所、事業所で目標量以上または未把握の施設が多かった。



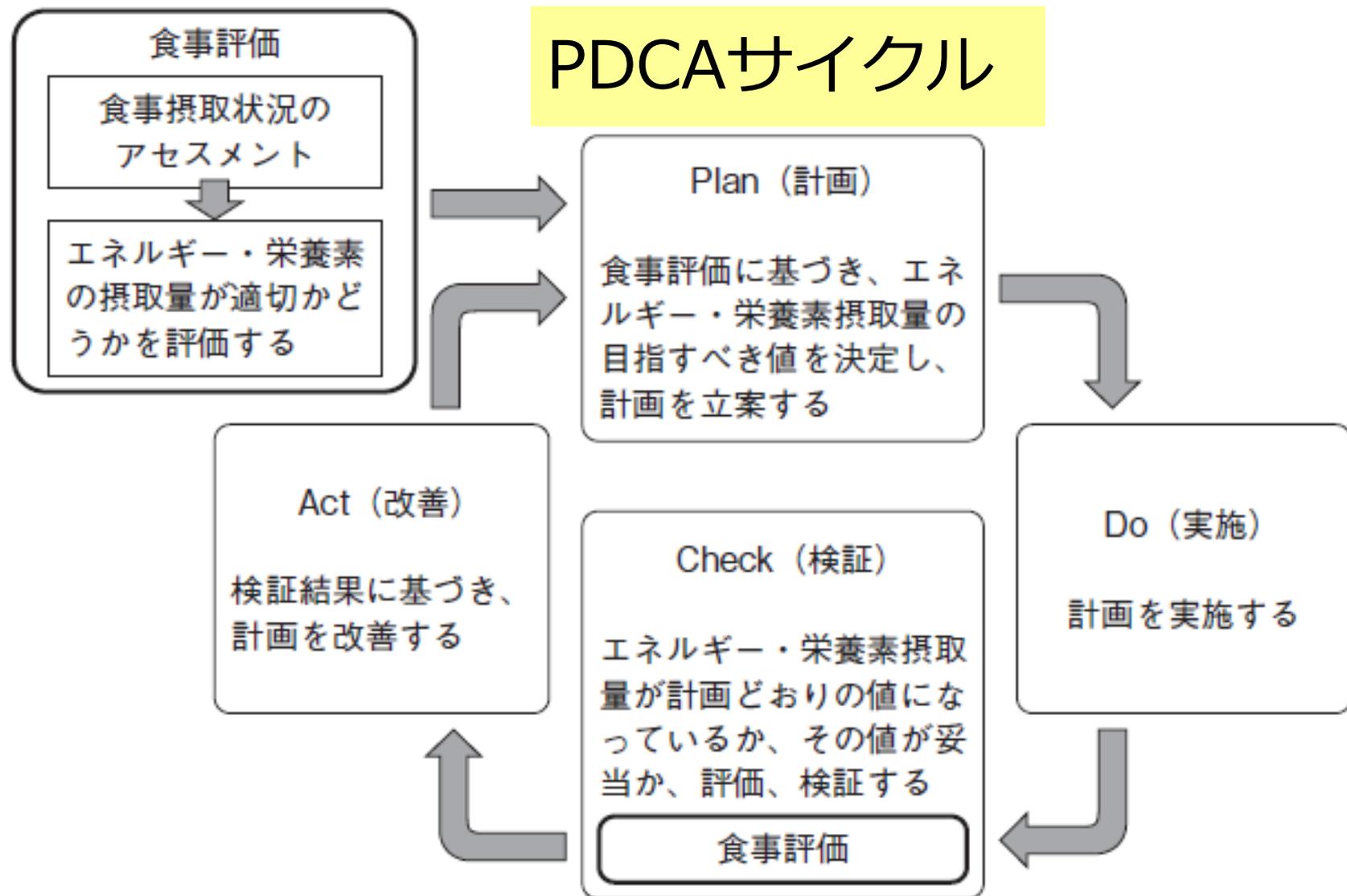
給食施設の重点項目に関する調査

調味%の目標設定・確認が不十分

- 調味料の計量はほぼすべての施設で実施されていたが、調味%の目標値を設定している施設、調理後調味%の確認をしている施設が少なかった。



改めて確認いただきたいこと



管内の特定給食施設等における 課題と役割について

- 給食施設の栄養管理の位置づけ
- 給食施設栄養管理自己点検票
- 給食施設の重点項目
- **給食施設等に期待する役割**

給食施設等に期待する役割

健康づくりを支援する社会資源として 給食施設は期待されている

- 健康増進法に基づき、「適切な栄養管理」を行う特定給食施設は、国の「健康日本21（第三次）」においても、誰もがアクセスできる健康増進のための基盤の整備の一つとして位置づけられている。



- 相当数の県民が給食施設の食事を継続的に食べており、県民の栄養改善、健康増進に大きな役割を担っている。

給食施設等に期待する役割

塩釜保健所管内人口の約 2 割が給食を継続的に食べている（1日約 10 万食分）

- 給食施設の特性

「特定の人」へ「繰り返し」食事を提供する

多数の人が給食施設の食事を続けて食べる

栄養バランスの整った
食事の提供

健康や栄養に関する
情報の発信

喫食者の健康増進に大きなインパクト！！

各施設にお願いしたいこと

- まずは自己点検票を活用し、「適切な栄養管理」が実践されているか各施設で確認をお願いします。
- 各施設での適切な栄養管理の実践、喫食者への健康情報発信・健康教育等を通じ、県民の健康づくりの後押しをお願いします。